

# 平成 27 年度事業計画

(自平成 27 年 4 月 1 日～至平成 28 年 3 月 31 日)

## I. まえがき

昨年度のコンクリートポール・パイル産業を取り巻く事業環境は、公共事業費などの増額による建設需要、さらには、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた首都圏での再開発事業、国内産業の業績回復に伴う設備投資の回復などによる需要拡大が期待されたところから、コンクリートポール・パイルの出荷量を前年度比若干増の予測とされていたが、消費税増税による駆け込み需要の反動減や、建設資材の高騰、建設機材や人材不足等の懸念による着工遅延による落ち込みなどにより、予測に反して大幅な減少となった。

平成 27 年度については、日本経済の景況感として、デフレからの脱却を目指す政府、日銀によるてこ入れ策の継続や、円安による自動車産業、電気機器産業等における業績改善を背景として、消費者支出の回復による経済全体の回復が期待される一方で、コンクリートポール・パイルの需要環境においては、住宅着工戸数の低迷や民間設備投資の足踏み状態などから見て、大幅な改善が見通せる材料が見当たらず、公共事業や首都圏での再開発事業の本格化による下支えに期待するものの当面は引き続き昨年度の状況が続くものと見られる。

このため、平成 27 年度のコンクリートパイルの需要予測量は、支持杭 822 千トン、節杭 170 千トン、高支持力対応杭 1,868 千トン、全体で 2,860 千トンと前年度予測値比 89.1%、前年度実績比では 102.2 %と予測した。

このような当産業を取り巻く景況感の下、コンクリートポール・パイルの製造及び品質等に関する調査研究、普及啓発等を行うことにより、当産業の健全な発展を図り、もってわが国産業の発展と国民生活の向上に寄与することを目指して、前年度と同様の以下の事業を計画し推進することとする。

## II. 事業計画

### 1. コンクリートポール・パイルの製造及び品質に関する普及啓発

《総務・広報委員会及び事務局》

- (1) 官公庁、報道機関、調査機関及び試験機関等からの要請への対応及び普及啓発活動を行う。
- (2) 中小企業信用保険法の規定に基づく特定業種(セーフティネット保証制度)四半期毎に行われる業種指定への対応を行う。
- (3) 協会機関誌「礎」を発行する。

- (4) ホームページを維持管理する。
- (5) 各地区事務局との連携を密にした業務を推進する。

《安全・環境部会及び事務局》

- (1) 労働災害・労災保険率及び安全表彰事業場調査報告書の作成を行う。
  - ① 事業所数
  - ② 災害件数・度数率・強度率
  - ③ 労災保険率
  - ④ 年間無災害事業場及び表彰事業場
- (2) 安全・環境部会及び地区安全・環境対策委員長定時合同会議を開催する。
- (3) 安全表彰事業所の選出を行う。

《需要拡大部会・事務局》

各地区からの需要拡大に関する活動状況を収集し、それらの情報を提供する。

なお、必要に応じて情報交換のための全国需要拡大委員会連絡会を開催する。

2. コンクリートポール・パイルの製造及び品質に関する情報の収集・提供

《需要動向調査委員会及び事務局》

- (1) コンクリートポール・パイルの各種統計調査と分析を行う。
  - ① 地区別生産・出荷及び月末在庫
  - ② 都道府県別・需要部門別出荷
  - ③ コンクリートパイルの径別生産・出荷
- (2) コンクリートポール・パイルの地区別需要動向調査及び次年度の需要予測を実施する

3. コンクリートポール・パイルの製造及び品質に関する調査・研究

《技術委員会及び事務局》

- (1) コンクリート製品 JIS の性能照査型設計研究への対応を進める。
- (2) コンクリートポール・パイルの製造、品質に関わる関連 JIS の見直しと改正のための調査研究を行う。
- (3) 高強度鉄筋及び従来型鉄筋を用いた PHC くい（JIS 強化くい）についてのせん断試験・曲げ試験の継続及び追加実験を昨年が続いて一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会と共同して実施する。
- (4) 一般社団法人日本建築学会の「建築基礎構造設計指針」の改定に対応するため、コンクリートパイルの変形性能に関わるデータ収集のための実証実験を新たに実施することとする。この調査研究についても一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会との共同事業として実施する。
- (5) コンクリート製品 JIS 協議会の運営に参画し、JIS についての意見交換、関係所官庁への具申や要請を行う。

4. コンクリートポール・パイルに関する内外関係諸機関との連絡提携及び協力  
《事務局》

経済産業省、国土交通省、厚生労働省、試験機関等及び関係団体と連携を図りつつ、関係業務に対処する。

- (1) 経済産業省等の関係省庁からの要請に基づく政府施策等について、会員企業への周知等を行う。
- (2) セメント関連団体協議会、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会等の事業に参加し、他業界との情報交換に努める。

5. 本会の目的を達成するために必要な事業

次の2委員会の円滑な運営に努める。

- (1) 特別委員会：緊急を要する重要な特別案件への対応。
- (2) 運営委員会：正副会長会議からの諮問事項について審議・答申するとともに協会の各委員会から理事会へ上申する案件についての調整・審議を行う。